

南相馬建設機械講習所々長 殿

2.4×3.0
写真

管理者	受付

車両系建設機械（解体用）運転技能講習受講申込書

（太線内のみ記入してください）

受講者に関する事項	フリガナ			旧姓を使用した氏名、通称の併記の希望(いずれかを○で囲む) する / しない	併記を希望する氏名又は通称			
	氏名			印				
	生年月日		年	月	日	TEL	—	—
	住所	〒 —						
	勤務先				TEL	—	—	
	住所	〒 —						

一部科目免除に関する事項	A	1 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する「建設機械施工技術検定」のうち 1 級の技術検定に合格したもので実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号（事項において「建設省告示」という。）に定められた第 2 種の種別に該当するもの 確認書類（証明書・他） 年 月 日 確認者 印
	B	1 安衛則別表第 3 の令第 20 条第 12 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号又は第 2 号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者（車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）の技能講習を修了した方） 確認書類（修了証・他） 年 月 日 確認者 印
	C	1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項又は同条第 4 項の大型特殊自動車免許を有する者 2 道路交通法 84 条第 3 項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許を有し又は大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許を有しかつ、令第 20 条第 2 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項及び 4 項の規定による鉱山における令別表第 7 第 1 号、第 2 号又は第 6 号に掲げる建設機械で内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第 20 条第 4 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号の 3 の業務に 3 ヶ月以上従事した経験を有する者 3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者 確認書類（免許証・修了証・他） 年 月 日 確認者 印
	D	1 令第 20 条第 12 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号、若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務又は第 20 条第 14 号若しくは安衛祖管 36 条第 5 号の 3 の業務に、6 ヶ月以上従事した経験を有する者 確認書類（修了証・他） 年 月 日 確認者 印
	E	1 車両系建設機械（基礎工事用）の運転技能講習を修了した者 確認書類（修了証・他） 年 月 日 確認者 印
	運転業務の経歴証	使用車種 [機体重量 t] [車種形式等] 運転従事期間 [年 月 日 ~ 年 月 日] 上記経歴等に相違ないことを証明いたします 事業所名 証明者名 印

講習関係	受講コース	A (3 時間)	B (5 時間)	C (14 時間)	D (18 時間)	E (34 時間)	F (免除無・38 時間)
	講習期間	年 月 日 ~ 年 月 日					

- 注 1、技能講習を受けようとする者は技能講習を受けることのできる資格を有することを証する書面を、更に一部科目免除を受けようとする者はその資格を有することを証する書面を提出するようにお願いします。
- 2、一部科目免除の資格を証する書面に虚偽等が認められた場合は、修了証を交付できないことがあります。
- 3、ご提供いただいた個人情報、受講資格等の確認、修了証の作成、保存書類等への記入、受講料の入金確認、再交付等の確認、当講習所からの諸連絡等に使用させていただきます。